

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ローソン 代表取締役 新浪 剛史 電話 03-5435-2770					
主たる業種	コンビニエンスストア	細分類番号	5 8 9 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、原単位あたりの温室効果ガス排出量を毎年1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	支社長を実行責任者、副支社長を推進責任者として、実行計画の策定とその進捗管理を実施します。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,013.4 トン	6,939.8 トン	6,866.3 トン	6,792.9 トン	-2.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,013.4 トン	6,939.8 トン	6,866.3 トン	6,792.9 トン	-2.1 パーセント	
目標の根拠	温室効果ガス排出量は店舗数の増減による影響を受けやすいため、いったん3年間店舗数の増減がない仮定で目標数値を算出した。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	店舗・事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×営業時間)	42.10	41.67	41.25	40.83	-1.98 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	新店への省エネ機器の標準導入及び既存店向け省エネ施策(経年した冷凍機や空調機の交換等)を実施することで原単位あたりの温室効果ガス排出量を毎年1%以上削減する。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		0.0	87.0	100.0	100.0		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	新店:要冷空調一体型システム、LED照明等省エネ機器を導入 既存店:交換対象店の冷凍機、空調機の入替え実施					
	(24)年度	新店:要冷空調一体型システム、LED照明等省エネ機器を導入 既存店:交換対象店の冷凍機、空調機の入替え実施					
	(25)年度	新店:要冷空調一体型システム、LED照明等省エネ機器を導入 既存店:交換対象店の冷凍機、空調機の入替え実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤には特別な事情がある場合を除き、公共交通機関を利用するよう社内ルールを徹底しており、今後も継続する。					
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	1992年よりローソン「緑の募金」を活用した森林整備活動を実施。京都市内においても学校での緑化活動を実施し、地域での環境整備活動に役立つ取り組みを進めています。						
特記事項	・事業者排出量削減計画書の作成、提出については近畿ローソン支社 支社長が行います。 ・基準年度(H22年)の事業所数は年度中の開店、閉店数を含めて129としており、H22年度削減報告書とは集計が異なります。(内、店舗は127) ・原単位の指標(分母) 営業時間×営業日数×延床面積の値を事業所(店舗)毎に計算した結果の総和。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。